

毒物及び劇物取締法

令和5年 広島県

今日のお話

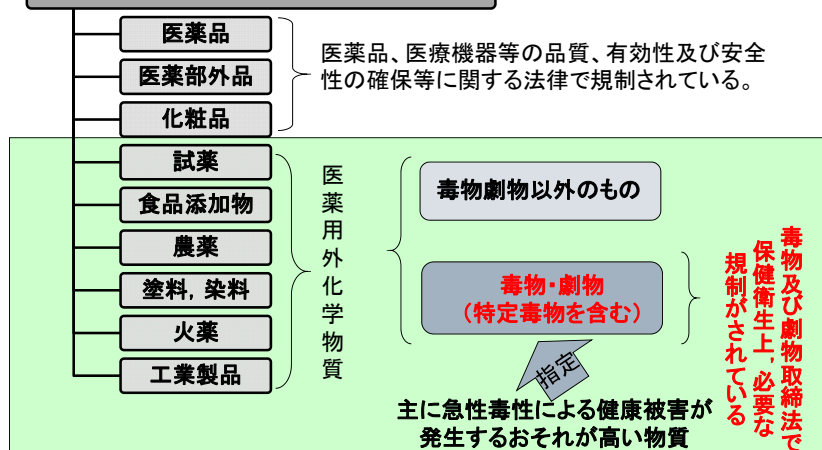
- 毒物及び劇物の基礎知識
- 販売等を行う場合・業務上取扱う場合の制度

- 毒物及び劇物の取扱い



定義

日常的に流通する有用な化学物質



毒物・劇物・特定毒物とは

- 口や皮膚から吸収されて生理的機能に危害を与える(急性毒性)もので、医薬品・医薬部外品以外のもの。

毒物……危害の程度の激しいもの
劇物……危害の程度が比較的軽いもの
特定毒物…毒物のうち特に作用の激しいもの

- 「毒物及び劇物取締法」で指定。



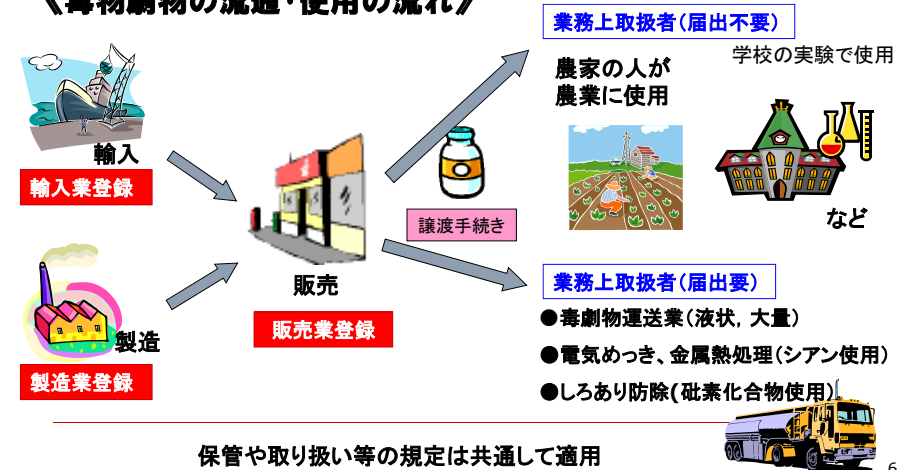
毒性等

- (1) 接触した局部の細胞に作用して、凝固、崩壊又は壊疽を起こさせるもの
【塩酸等の腐食性酸類、苛性ソーダ等の腐食性アルカリ類、水銀・銅の塩類など】
- (2) 主として体内に吸収されて、生体細胞の原形質を侵し、酸素の供給を妨げ、代謝作用に障害をきたし、諸種の器官に脂肪変性を起こさせるもの
【黄燐・ヒ素化合物など】
- (3) 血色素を溶解したり、メヘモグロビンとしたり、あるいは結合力の強いヘモグロビン結合体を作って、酸素の供給を不十分にさせるもの
【シアン化合物・塩素酸塩類】
- (4) 体内に吸収されて、主として中枢神経と心臓を侵すもの
【メタノール、クロロホルム】
- (5) 体内に吸収されて、コリンエステラーゼを阻害し、神経の正常な機能を妨げるもの
【有機リン製剤】

5

販売を行う場合・業務上取扱う場合の制度

《毒物劇物の流通・使用の流れ》



6

営業の登録（販売業者）

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

- 販売・授与ができる(販売・授与の目的での貯蔵・運搬・陳列ができる)のは

↓
毒物劇物販売業の登録を受けた者

- 店舗ごとの登録が必要

- 登録は6年間有効 → 6年ごとの更新

業務上取扱者は販売・授与できません

7

営業の登録（販売業者の種類）

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

《販売品目の制限》

- 一般販売業
すべての毒物・劇物
- 農業用品目販売業
農業用品目に指定された農薬等
- 特定品目販売業
アンモニア、トルエン、硫酸等20品目

8

毒物劇物取扱責任者

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	×

毒物劇物営業者(製造業、輸入業、販売業)は
製造所、営業所、店舗、事業場ごとに

「**専任の毒物劇物取扱責任者**」を置き



保健衛生上の危害の防止

9

毒物劇物取扱責任者

□ 毒物劇物取扱者の資格

- ・ 薬剤師
- ・ 省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ・ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

□ 毒物劇物取扱者試験の区分

- ・ 一般毒物劇物取扱者試験
- ・ 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- ・ 特定品目毒物劇物取扱者試験

令和5年の毒物劇物取扱者試験の試験日等は、7月4日(火)に公示しますので、県のホームページ等で御確認ください。

10

毒物又は劇物の届出等

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	×

□ 変更届

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 店舗名又は設備

変更した場合は**30日以内**に届出

など

□ 廃止届

営業を廃止したときは**30日以内**に届出

11

販売業者・業務上取扱者(農家等)の遵守事項

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	○

規制内容

(届出が**必要ない**業務上取扱者にも適用される規定)

毒物・劇物を使用するすべてのものが該当する。

例) 化学薬品工場, 防除業者, 農家, 学校, 研究試験・分析センター, 病院等

- 毒物劇物の保管
- 毒物劇物の表示
- 廃棄方法に関する規制
- 事故の際の措置
- 毒物劇物監視員による立入検査

現物を取扱う販売業者や、届出が必要な業者は次の事項も追加される。

- 毒物劇物取扱責任者の設置の義務

12

販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項

毒物又は劇物の取扱い

❑ 盗難、紛失防止措置

❑ 飛散、漏れ、流れ出、しみ出
地下にしみ込む等の防止措置

❑ ペットボトルなど飲食物の容器として通常使用される物に入れて保存してはならない。



堅固で施錠できるもの
毒物劇物専用
漏れ等防止

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	○

13

販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項

毒物又は劇物の表示 （容器及び被包）

❑ 容器及び被包の表示

《毒物》「医薬用外」及び赤地に白字をもって「毒物」

医薬用外毒物

《劇物》「医薬用外」及び白地に赤字をもって「劇物」

医薬用外劇物

《販売又は授与する場合に必要な表示》

❑ 毒物又は劇物の名称

❑ 毒物劇物の成分及びその含量

❑ 省令で定める毒物・劇物については、その解毒剤の名称
例)有機リン化合物→【解毒剤】PAM、硫酸アトロピン

❑ 製造・輸入者の住所、氏名

❑ その他保管や取扱いに必要な注意事項

等

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

14

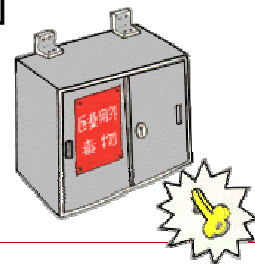
販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項

毒物又は劇物の表示 （貯蔵・陳列場所）

❑ 貯蔵し、又は陳列する場所の表示

《毒物》「医薬用外」及び「毒物」

《劇物》「医薬用外」及び「劇物」



業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	○

15

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

毒物又は劇物の譲渡・交付

毒物劇物営業者 → 他の毒物劇物営業者

必要事項を書面に記録

性状・取扱いに関する情報を提供 (SDS)

購入者の押印
押印した書面を提出

毒物劇物営業者 ← 毒物劇物営業者以外の者

（エンドユーザー：農家等）

性状・取扱いに関する情報を提供 (SDS)

16

毒物又は劇物の譲渡・交付

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

- **他の毒物劇物営業者に**販売又は授与した時は、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておく。
 1. 毒物又は劇物の**名称及び数量**
 2. 販売又は授与の**年月日**
 3. 譲受人の**氏名、職業、住所**
- **毒物劇物営業者以外の者に**販売又は授与する時には、前項の事項に**譲受人が押印した書面の提出**を受けなければ、販売又は授与してはならない。
- 書面は、販売又は授与の日から**5年間**保管。

17

エンドユーザーへの販売時に購入者から提出する書面 (様式は販売業者が用意されています) 毒物及び劇物譲受書(例示)

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

購入者の
印鑑

18

毒物又は劇物の交付の制限

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

- 安全に取扱いができる相手にのみ販売、授与。
- **交付してはならない者**
 - 18歳未満の者
 - 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者
 - 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

不信を感じたら、販売しないこと

19

毒物又は劇物の交付の制限

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

- **引火性、発火性、爆発性のある毒物・劇物**は相手を身分証明書で確認した後でなければ交付してはならない。
- 確認事項を帳簿に記載。
 - ・交付した劇物の名称
 - ・交付年月日
 - ・交付を受けた者の氏名及び住所
- 帳簿は、最終記載から**5年間**保管。

亜塩素酸ナトリウム・含有製剤
塩素酸塩類・含有製剤
ナトリウム
ピクリン酸



20

帳簿の記載例

交付年月日	劇物の名称	数量	交付を受けた者の氏名・住所	確認した資料等	備考
R5. 5. 27	ピクリン酸	50ml	広島市中区基町10-52 県庁一郎	運転免許証	教材用

21

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	×
全ての業務上取扱者	×

毒物又は劇物の情報の提供

毒物劇物を販売・授与するときは譲受人に対し、**毒物劇物の性状・取扱いに関する情報を提供**しなければならない。

《情報の内容》

- 毒物劇物営業者の氏名及び住所
- 毒物又は劇物の別 ● 名称並びに成分及びその含量
- 応急措置 ● 火災時の措置 ● 漏出時の措置
- 取扱い及び保管上の注意 ● 廃棄上の注意
- 輸送上の注意 ● 暴露の防止及び保護のための措置
- 物理的及び化学的性質 ● 安定性及び反応性
- 毒性に関する情報

22

販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項

毒物又は劇物の廃棄

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	○

- 毒劇物でないものにして廃棄、又は保健衛生上危害が起こらないように廃棄
- 他法令にも抵触しないこと
- 自己処理が原則



自分で処理できない時は、専門業者に処理委託

専門業者の団体
一般社団法人広島県資源循環協会
082-247-8499

23

販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項

毒物又は劇物の事故の際の措置

業種	適用の有無
登録業者	○
届出業者	○
全ての業務上取扱者	○

- 盗難、紛失、漏えい、浸出等により、危害が発生するおそれがある時には、直ちに**保健所・警察署**又は**消防機関**に届け出ること。
- 保健衛生上の危害防止のための必要な**応急措置**を講じなければならない。
- 盗難又は紛失したときは、直ちに**警察署**に届け出ること。



24

毒物劇物危害防止規定

管理, 責任体制を明確にして**危害発生**の
未然防止を目的に各事業所が作成

《規定の記載事項》

- ❑ 職務・組織に関する事項。
- ❑ 設備の点検・整備・補修の方法に関する事項
- ❑ 事故時における緊急措置活動に関する事項
- ❑ 教育・訓練に関する事項 など



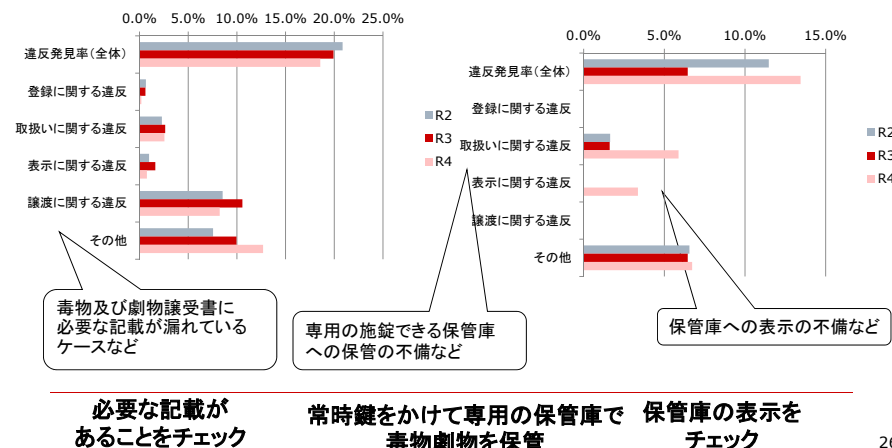
規定は、毒劇物の種類・量や
取扱い方法など**事業所の実情**
に応じた内容で作りましょう

25

立入検査結果

販売業者への立入結果

業務上取扱者への立入結果



26

農薬(毒物劇物)の適正な取り扱いのために

- ❑ 毒物劇物の販売・授与には登録が必要です。
- ❑ 毒物劇物たる農薬は、法の基準に従って廃棄する必要があります。
- ❑ 毒物劇物たる農薬は、その他の農薬と区別して適正に保管管理(施錠)してください。
- ❑ 農薬は、必要な量だけを購入してください。
- ❑ 他の容器(ペットボトル等)に移し替えた
り、他人に譲り渡したりしないでください



27

配布資料について

- ❑ 配布資料
農薬危害防止講習会テキスト

【お願い】

作成した危害防止規定は定期的に見直してください
風水害に備えた毒物劇物の保管管理等を講じてください
日々の業務で安全管理に努めてください

28

御清聴ありがとう
ございました。
